

中国税務速報

2013年6月20日

●1 「中国外資保険会社管理条例」の改定

国務院は2013年5月30日付で、『「中華人民共和国外資保険会社管理条例」の修正に関する決定』（中華人民共和国国務院令第636号）を公布し、2001年版の管理条例を下記のように修正しました。第7条第1項、合弁保険会社、独資保険会社の登録資本金の最低額は2億人民元又はそれと等価の自由交換通貨とします。その資本金の最低額は払い込み通貨資本でなければなりません。第7条第2項、外国保険会社支社には、その本社が2億元と等価の自由交換通貨を下回らない運転資を無償で支給しなければなりません。

当決定は2013年8月1日より施行されることとなります。

http://www.gov.cn/zwqk/2013-06/08/content_2422468.htm

●2 ファイナンスリース企業監督管理方法（意見募集案）の公布について

商務部流通業発展司はこのほど「ファイナンスリース企業監督管理方法（意見募集案）」を公布し、6月13日が意見募集の締切日となっています。

当募集案により、ファイナンスリース企業には、金融、貿易、法律、会計等の専門知識を有する人材を備え置くべきであり、3年以上のリース業務或いは金融機構で運営管理経験のある総経理、副総経理、リスクコントロール主管等の高級管理層を置かなければなりません。

その他、ファイナンスリース業務は収益権を生み出すリース資産の実物を基礎として展開するべきあり、関連部署の承認がないかぎり、違法なキャッシング活動に従事することはできないことを強調しました。

また、従来のファイナンスリース関連規定と異なり、外資系のリース部品の範囲に対し、特に規定していないため、外資と内資の差別化対処が今後緩和されると予測します。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/au/ao/201306/20130600149883.shtml>

●3 「養老機構設立許可弁法、管理弁法（意見募集案）」の公布

民政部が6月3日に養老機構設立の許可管理に関する「養老機構設立許可弁法、管理弁法（意見募集案）」を公布し、6月23日までの意見募集をしています。

意見募集案により、養老機構の設立を申請する場合、下記の条件に満たさなければなりません。

- ・申請者が法に基づいて設立された組織または、民事行為の能力を完全に備えた個人
- ・ベッド数が10床以上

・サービスの展開と適応する管理人員、専門技術人員とサービス人員、サービス内容・規模と適応する資金等条件を有する

また、外資の場合、当該所在地の省レベルの人民政府民政部門または委託された区に設置された市レベルの人民政府民政部門が許可を実施します。

http://www.gov.cn/gzdt/2013-06/03/content_2417642.htm

●4 中国全国における増値税改革の展開

財政部と国家税務総局は2013年5月24日付で、「全国における交通運輸業と一部現代サービス業の営業税から増値税への改革徴収試行税収政策の展開に関する通知」（財税「2013」37号）を公布し、2013年8月1日より施行されることになりました。その通達の公布に伴い、財税「2011」111号、財税「2011」131号、財税「2011」133号、財税「2012」53号、財税「2012」71号、財税「2012」86号、財税「2013」16号の第三条の第(十六)及び第(十八)は2013年8月1日から廃止されることとなります。従来の内容と変更したところは、主に以下のようになります。

現代サービス業の範囲にラジオ・映画・テレビサービス（番組・作品の制作・配給・放映）が追加された。適用税率は6%となっている。

- ・交通運輸業、倉庫サービス、公告代理サービス及び国際貨物運輸代理の差額課税の関連規定が取り消されたが、ファイナンスリース業の差額課税の方式が保留された。
- ・運賃領収書の記載金額の7%の仕入増値税控除の規定が取り消された。
- ・自家用の消費税課税工具であるオートバイ、自動車、ヨットに係る仕入増値税は売上増値税から控除できるようになった。

http://www.gov.cn/gzdt/2013-05/28/content_2413336.htm

●5 「外国投資者国内直接投資外貨管理規定」

国家外貨管理局は2013年5月10日付で、『国家外貨管理局の「外国投資者国内直接投資外貨管理規定」及び附属文書印刷・配布に関する通知』（匯発「2013」21号）を公布し、2013年5月13日より施行されることになりました。

当該通達により、中国国内への直接投資活動について、機構または個人が外貨管理局にて登記手続きを行い、銀行でその外貨管理局の登録情報に基づき、直接手続きを行うこととなります。外貨管理局は、直接投資登記、口座の開設と変動、資金の受取りと支払い及び外貨の元転と売渡を監督・管理します。

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/zjtzwhgl/node_zcfg_zbxm_kjtz_store/931334804f92a8009c79beabd3994e6/

●6 配当条項適用における受益者の取扱

国家税務局は2013年4月12日付で、「中国大陸と香港の租税協定の配当条項適用における受益者の取扱意見」（税総函「2013」165号）を公布し、各省の国家税務局の執行中の問題点を明確にしました。

当該意見により、国税函「2009」601号通達の第二条第一項（一）の所定期間内に配当を分配する条項を判定する際に、税務機関は申請者に利益分配状況、その支配者との間の権利義務関係の関連資料（法的効力を持つ企業の定款、支配者との関連契約、協議或いは決議など）の提出を要求することができます。税務機関はそれに基づき、条項に列挙される状況を分析します。また、申請者が非香港企業に配当する状況がない限り、同条項に規定されている不利な要素にならないと判定できます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12312849.html>